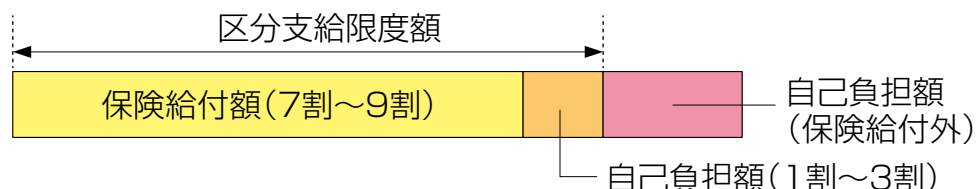


10 在宅サービスの区分支給限度額

在宅サービスには、要介護度ごとに区分支給限度額が設定されています。

区分支給限度額の範囲内でサービスを利用した場合、利用者は費用の1割～3割を負担し、残りは介護保険から給付されます。

区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の自己負担になります。



要介護度		1か月当たりの区分支給限度額
総合事業対象者		50,320 円
要支援	要支援1	50,320 円
	要支援2	105,310 円
要介護	要介護1	167,650 円
	要介護2	197,050 円
	要介護3	270,480 円
	要介護4	309,380 円
	要介護5	362,170 円

訪問系サービス、通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける場合の区分支給限度額管理は、減算の適用前の単位数を用います。また、通所介護・通所リハビリテーションの大規模型を利用する人は、通常規模型の単位数を用います。

要介護度に関係なく限度額が設定されるサービスの費用

- 福祉用具購入費の支給(4月から翌年3月までの1年間) 10万円
- 住宅改修費の支給(1人につき) 20万円

利用者は、いったん費用の全額をお支払いいただき、領収書を添付して市に請求すると、自己負担割合に応じた額が支給されます。限度額を超えた場合は、超えた分を全額利用者が負担することになります。

在宅サービス及び地域密着型サービスのうち、区分支給限度額の対象サービスと対象外のサービス ※印は介護予防サービス(相当)がある場合も含まれます。

区分支給限度額に含まれるサービス

- 訪問介護※
- 訪問入浴介護※
- 訪問看護※
- 訪問リハビリテーション※
- 通所介護
- 通所リハビリテーション※
- 福祉用具貸与※
- 短期入所生活介護※
- 短期入所療養介護※
- 特定施設入所者生活介護(短期利用に限る)※
- 定期巡回・随時対応サービス
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護※
- 小規模多機能型居宅介護※
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)※
- 地域密着型特定施設入所者生活介護(短期利用に限る)
- 看護小規模多機能型居宅介護

区分支給限度額に含まれないサービス

- 居宅療養管理指導※
- 特定施設入所者生活介護(外部サービス利用型を除く)(短期利用を除く)※
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)※
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護